

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年4月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20210419	株式会社フェリスウィール(法人番号2080401016916) 代表者濱崎優一	静岡県磐田市小立野440番地6	本社営業所	静岡県磐田市小立野440番地6	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和2年11月12日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の3)、(6)事業報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	10	10
2	20210419	マルハチ工業株式会社(法人番号8180001075009) 代表者森山博臣	岐阜県可児市大森1685番地1	本社営業所	岐阜県可児市大森笹洞1685-1	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号	令和2年9月24日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)、(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(3)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	10	10
3	20210420	株式会社山翔(法人番号2180301024892) 代表者山田慎治	愛知県名古屋守山区新守山406番地	本社営業所	愛知県名古屋守山区新守山406番地	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和2年9月8日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年4月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4 20210423	有限会社立川実業(法人番号8200002002883) 代表者立川浩	岐阜県岐阜市岩地2丁目18番7号	本社営業所	岐阜県加茂郡富加町大山字北野1005-1	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和2年10月29日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)	3	3
5 20210423	岐阜第一物流有限会社(法人番号8200002009425) 代表者本庄利彦	岐阜県瑞穂市十九条326-1	本社営業所	岐阜県瑞穂市十九条字石塚326-1	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和2年10月1日、監査方針に基づき、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。